

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和4年5月19日(木)
- 2 開会日時及び場所
令和4年5月19日(木) 午後1時45分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 令和4年5月19日(木) 午後3時30分
- 4 委員氏名

(1)出席者(17名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)中山 博祐 (5番)木原 伸二
(6番)倉重 俊則 (7番)小山 巽 (8番)田村 正信 (9番)光井 憲治
(10番)吉本 典正 (11番)池田 寛 (12番)石田 卓成 (13番)熊安 悦子
(14番)末廣 儀久 (15番)林 孝志 (16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌
(18番)横木 勉

(2)欠席者(0名)

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	國本 勝也
” 事務局長補佐	山口 佐貴子
” 農地振興係長	矢石 芙葉
” 書 記	福田 謙一郎
” 書 記	高橋 茉里

6 提出議案及び報告事案

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第24号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について
議案第28号 非農地判定について
議案第29号 下限面積(別段の面積)の設定について
議案第30号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

報告第32号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第33号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第34号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について
報告第35号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第36号 農地法施行規則該当転用届について
報告第37号 現況証明書の発行について
報告第38号 時効取得について
報告第39号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

18番 横木 勉委員

1 番 池田 静枝委員

午後1時45分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから令和4年5月の月例総会を開催します。その前に、ちょっと会長のほうから御報告がありますので。

○藤井会長 総会に入る前に、3点ほどちょっと皆さんにお願いがありますので、よろしくお願いします。

まず1点目は、これから総会に入るわけですがけれども、以前にも皆さんにお願いしておりましたように、譲受人と譲渡人の個人名はなるべく使わないように徹底してお願いしたいと思います。なかなか一遍には無理でしょうけれども、徐々に慣れていってもらいたいと思いますので、ぜひ御協力をお願いします。それが1点。

2点目は、遊休農地の指導を皆さんに行っていただけてますけれども、ぜひコロナ禍でもありますので、個人の皆さんの自宅を訪問されるときには、マスク着用を忘れずにお願いしたいというふうに思います。

3点目、これも訪問時の話なんですけれども、最近、高齢者を狙った詐欺等などが発生しております。地域の皆さんに、まだまだ皆さんの顔と名前が一致してないケースも多々ありますので、農業委員ということをはっきり確認していただくためにも、身分証の、首からかけるの皆さんお持ちだと思いますので、身分証をぜひ着用というか、装着してから農家の方と接するようにお願いしたいと。以上3点、ぜひ気をつけていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

じゃあ、事務局、お願いします。

○事務局 それでは、ただいまから令和4年5月の月例総会を開催いたします。

本日、欠席委員はいらっしゃいませんので、過半数の委員が御出席ですので、会議規則第6条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

会議での御発言のときは、議長の指名の後、マイクを使っていただきますようよろしくお願いいたします。また、会議の速やかな進行にも御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、会長に御挨拶いただき、引き続き議長としての議事進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、皆さん、改めて、こんにちは。今月は前回の年度総会に続きまして、2回目の御出席をいただいたということで、お忙しい中大変ありがとうございます。春作業も本格化する中、これからさぞ大変になられることだと思いますけれども、新聞紙上でも報道されますように、ウクライナ情勢あるいは中国の自給率強化政策などにより、肥料の入手がなかなか困難になってきております。JA関係としましても、その肥料を確保するために、今、窒素とカリはカナダかマレーシアですか。リンについては、モロッコのほうから新たに確保するような動きになってきております。全農の来年度の価格提示ももうそろそろ出てくる予定になっておるんですけれども、予定といいますか、予想では、肥料関係で1.3倍から、ものによれば1.5倍ぐらいの価格アップになるということになりそうです。今後これをいかに抑えられるかは、JAの努力にもかかってくるんですけれども、国のほうにも何らかの政策を求めるように声を上げていきたいというふうに思っておりますし、市のほうも市長が、ぜひそういう状況を詳しく分かれば、早めに教えてくれというような話もしていただいていますので、早めに確定次第、市にもいろいろお願いをしていきたいというふうに思っておりますので、今まで以上に厳しい状況になりますけれども、諦められずに頑張っていたきたいというふうに思います。

また、国のほうも、今回の国会で、みどりの食料システム法案というのが通過しました。これは、環境に配慮した農業を目指そうじゃないかということで、減農薬に取り組む農家に対する支援というのもまた新たに出てくると思いますので、肥料・農薬が上がる御時世ですので、ぜひ皆さん個人個人がそういった農業にも興味を、関心を抱いていただき、それなりの努力をしていただければというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行していきます。

本日の議事録署名委員さんは、18番の横木委員さんと、1番の池田委員さんです。よろしくお願いいたします。

それでは、議事進行をさせていただきます。

議案第23号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の１ページ、資料の１ページからです。

議案第２３号農地法第３条の規定による許可申請について、今回提出された件数は３件、目的については、所有権の移転です。

別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、１番、地元委員さん、説明をお願いします。

○１１番 第１１番、農業委員の池田です。

議案第２３号の１は、所有権移転の申請です。

現地は、お手元の資料の１ページ、２ページに地図がございますが、県道防府徳地線を徳地方面に向かって行くと、———ががありますが、そのちょっと手前に右折する岐路がございます。そこを入れて、ずっと行って、数百メートル行ったところに左右に、左手にも少しございます。左右に土地がございます。現地確認及び譲渡人、譲受人への聞き取りを５月１５日に行いましたので、その結果を御報告します。

譲渡人は、———が———、農地の管理ができないということで、近所の方に御相談されたところ、今回の話がまとまり、譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は、農地を大規模に耕作しておられ、当該農地付近でも耕作していることから、譲り受けることにしたとのことです。

資料３ページの図面のとおり、———は１つの筆ですが、現状は真ん中に東西の段差があり、低いほうに土を埋めてフラットにしてから、今年から飼料米を作るとのことでした。

道を挟んで———は、面積的には４０㎡ですが、道を挟んで土が盛っており、譲受人の話では、隣の———の農地も耕作しており、盛り土を除けて、来年以降は一体としてそこも耕作するというようなことでした。

次に、農地法第３条第２項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第１の全部効率要件について、譲受人は、トラクター、田植え機、コンバイン、乾燥機、重機など多数所有しておられ、農地の全てを効率的に利用できると見込まれ、該当しておりません。

第２号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第３号の信託要件の規定については、該当しておりません。

第４号の農作業常時従事要件ですが、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第５号の下限面積については、満たしております。

第６号の転貸禁止要件には該当しません。

第７号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利

用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

1番の件ですけれど、鈴屋ということで、ちょっと地元委員さんにもお願いしておきたいんですけれども、実は、鈴屋の今のこの地図、1番の案件の手前に川があるんですよね。あの川の拡張工事か何か、改修工事か何かが予定されとるというように聞いてまして、その川沿いにキュウリ作つとる——がおるんですけど、あのハウスが立ち退きになるというような話が出とるそうで、立ち退きになるのは、これは致し方ないんですけども、代替地を確保してあげる必要がありますので、ぜひ農業委員さんにはその辺のところを腹積もりしておいていただいて、相談が来ましたら、話に乗ってあげていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。関係ない話になりましたけど、そういうことですので、よろしく願いいたします。

では、続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 第11番、農業委員の池田です。

議案第23号の2は、所有権移転の申請です。

現地は、お手元資料の5ページです。県道防府徳地線から——に入ってすぐのところがございます。——と——にちょっと離れておりますけれども、ここにございます。現地確認及び、譲渡人それから譲受人の——がおられましたんで、——への聞き取りを5月15日に行いましたので、その結果を報告します。

譲渡人の方は、——で農地の管理がもうできないということで、譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は、農地拡大に意欲があり、新規に新たに若い夫婦の農業従事者も雇用して、譲り受けることにしたとのことです。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率要件について、譲受人は、トラクター3台、田植え機3台、コンバイン2台、乾燥機など多数所有しておられ、農地の全てを効率的に利用できると見込まれ、該当しないと判断します。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、該当して
おりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事する
と見込まれると判断します。

第5号の下限面積については、満たしております。

第6号の転貸禁止要件には該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利
用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2号各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断
します。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○12番 譲受人の方とか機械たくさん持っておられるということだったんですけど、今まで本当に
なくてなくて、やっと中古のコンバインとか、煙突の、手に入れちゃったような状態だったと思う
んですけど、今、何か別のところにしっかりとした、できるだけのものを建てられたんですかね。
何か確保された、もし見に行かれたんであれば。

○11番 別のところに倉庫がありまして、そこに機械が今、置いてあります。

○12番 そうですか。たくさん、じゃあ、そろえたんですね。

○11番 はい。そろってましたね、機械は。

○12番 分かりました。いろいろ書いてあるんで、若い人への農業支援とか、いろいろ書いてある
んで、どんな感じになってるのかなと思って。なかなか、ちょっと前までうまくいかないというこ
とを本人さんも何遍も言われてましたんで、一つもええことならんと言って、田んぼも結構大変な
状態になってたんで、どうだったのかなと思って、ちょっと気にはなってたんで。ありがとうございます。
また見に行ってみたいと思います。

○藤井会長 この方は、別のところというのは、——の別に倉庫があるんですか。それとも、——の辺
りにも土地をお持ちのようですけど、そちらのほうにあるとか、どういうことなんですか。

○11番 いえ、————、その間に苗とか、そういうものをいっぱ
い機械を置いてあります。

○藤井会長 そうですか。

○11番 それで、防府のどっか市内のほうも作っておられるんですけど、そちらの土地は、何か業
者さん、——か何かの車に乗せていってもらって、そこで耕作して、たまたま御本人は、その日
はそちらのほうに行っておってということであったんです。それで——と話をして、今、苗を、もみ
まきしちょっちゃったですけどね。

○藤井会長 分かりました。ありがとうございます。今言いましたように、この方は――にも――にも――にも農地を買い求められておられますので、ぜひうまいことってほしいと思っておりますので、ぜひ皆さん、協力してあげていただきたいというふうに思います。

ほかに何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。

議案第23号の3は、農地を譲りたいという申請です。

5月16日に事務局、ちょっと富海、今、初めて私、行きましたんで、事務局と一緒にりましたが、事務局2名と最適化推進委員の工藤さんと、それと私とで、4名で現地確認を行いました。その結果を報告いたします。

現地は、資料は9ページから12ページですね。国道2号線の――――すぐのところの北側です。――というところになります。

譲渡人は――で、――にお住まいです。今後、電話でちょっとお話をしたんですが、富海に帰りたいけど、もうちょっと帰れそうにないということで、長年いろんな方がこの土地を管理をしてくれていたということです。もう帰れそうにないんで、後始末をしたいと言っちゃったんですが、富海の方に頼まれたようで、今回譲受人の方とお話がついて、譲るということにされたようです。

ここで、9ページ、ずっと圃場が書いてありますが、これ全部だんだんになってまして、全部ミカン園です。ここに野菜が植えてありましたが、取得されてからはミカンを植えるということで、譲受人はこの近くにミカン園持ってらっしゃいまして、一緒に管理をするということです。ちょっと気になったのは、野菜が作ってあって、非常に管理がしっかりされてたので、その方との関係どうなんかなと思ひまして、それを確認しましたところ、野菜の収穫が終わるまでは待ちますという話ができてるとということで、最初にそのほうへ話を持っていかれたようですが、ちょっとよう管理しきれんということで、今回の方に譲られるようになったということでした。

次に、農地法第3条に基づく許可基準についてですが、1号は、――と――が多少手伝うということで、該当はしません。

それから、2号、3号は該当しません。

4号についても、常時もう退職されていますので、これも該当しません。

5号は、現在、約1haぐらいの農地を既にお持ちですので、下限は超えております。

6号、7号も該当しません。

皆様の審議よろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、議案第24号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第24号を説明いたします。

説明の前に、議案に修正がございますので、お手元にお配りしております修正表を御覧ください。修正箇所、転用目的のところですが、「住宅」とありますのを、「自己用住宅及び水路」に修正しております。

それでは、御説明いたします。

議案書は2ページ、資料は13ページからとなります。

議案第24号は、農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は1件です。

転用目的の内訳ですが、自己用住宅・水路が1件です。

受付番号1は、自己用住宅水路です。資料は13ページになります。

農地区分は、集団農地面積5.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない2種農地と判断します。現在、開発許可申請中です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、小山です。

議案第24号の1号につきましては、自己用住宅を新築するということと水路を申請するというところで、申請があった事案でございます。

現地調査及び申請者への聞き取りは、5月13日、ちょっと雨が降ってございましたけれども、年間の総会の次の日でございます。

申請地は、13ページにありますけれども、仁井令郵便局及び古谷河内自治会館の——があるんですけども、そのすぐそばでございます。

申請者は、現在、——のほうに、——というところに住んでおられまし

て、—————ということでもあります。本件申請のあった農地は、ここの周辺を—の方が住んでおられまして、地図で言えば、—のほうに——がおられ、—のほうに、ちょっとこれ、——は後出てきますけれども、建て売り住宅でお売りになるんですが、——のほうは——が住んでおられるということで、どうも——が生前贈与をされて、—————というようなことで生前贈与で処理されておったということでございます。このたび、申請者は——ということで—で、—————ということではありますが、もうこれ以上—————というようなことで、少しでも便利なところに住みたい、また、親のほうからせつかく贈与でもらった土地があるんで、そこに家を建てて住みたいというようなことで、今回の申請に及んだものでございます。

ちょっと今回、13ページの申請地というのが非常にいびつな形になっておるかと思うんですけども、これが土地の所在地でいきますと、—————というのが細長いところの部分でございます。この部分が、水路を申請されるということでございます。これをちょっと——に聞きますと、——のほう側にも左の田んぼ、これ左のほうが田んぼですけれども、その間に水路を設けておられ、かつ—のほうにある——のほうも、やはり水路を造っておられました。どうもこの申請地は、——まで——が作っておられたそうですけども、そのときの用水を——のほうの水路から取り、そして、——のほうには排水として使っておったということで、今回宅地されるに当たって、水路が中断されるのもどうかということで、新設をして、今、雨水をこちらに流しておられますんで、雨水を流すための水路として新設されるということでございます。これ、ちょっと後で分かりまして、現地確認した当時、それはぬかるんでおりましたんで、ちょっと道からこの田んぼを越えて、向こうのほうまで行くことができなかったもんですから、ちょっと整理しておりますと、どうも通常あり得ん形だなというふうに思いまして、測量士さんのほうに電話で聞きましたら、いや、これは水路ですと言っておっしゃるんで、転用目的は住宅いうことになっておったんですけれども、そうじゃなしに、水路の浚渫ということでありましたので、これの訂正をお願いしております。

もう一つ、これは本件とは直接関係はございませんけれども、—に住んでおられるということで、田んぼを持っておってんじゃないかというふうに思いまして、実は電話で、何回電話しても出してもらえなかったんです。——のほうから携帯を、番号を教えてもらって携帯でもかけたんですが、これでも出してもらえないということで、ちょっと思い切って—のほうへ出向くことにしまして、—というところでしたけども、ちょうど——があります、—————がありますけども、——のほうに位置するところでございます。行きましたら、たまたまその日いらっしゃいましたんで、ちょっと話をしまして、どうも田んぼを2枚持っておられるということでありまして、それも2つ足しても2反はないというようなことでございました。今は自分が、機械がないんで、人力で草刈りをしておりますと、こういうようなことをおっしゃってましたが、今年、もう少

なくとも来年ぐらいまでには今の家は新築されると思いますんで、そうすると、そこへ移っていられるということになると、今、住んでおられる家とともに、田んぼの問題もございまして、たまたまこの前から空き家バンクの話を、たまたま私の担当区でありましたんで、勉強させてもらいましたから、この話と、さらに、田んぼが——の場合は5反以上でないと譲渡できませんので、下限面積という問題も出てくるんじゃないかということで話をしましたところ、たまたま——地区には——の——いらっしゃって、すぐ——ですと、こういうふうにおっしゃる。ちょっとのぞいたんですが御不在だったんで、先ほどお話をさせてもらったんですけども、果たして管理面で、保全管理だけでもやってもらう人があれば、それでも助かるということもおっしゃってましたから、そういったこと、あるいは、空き家の自宅ですね。自宅の処分も考えておるということをおっしゃってましたんで、これと一緒に農地も処分ができればというようなことで、この辺、農業委員としてのぐらいお力添えになれるんか分かりませんが、ひとつ——のほうによろしくお願いしますと、こういう話もさせてもらっております。ちょっと蛇足になりました。

以上です。大変長くなりましたけども、皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

今の御説明では、空き家バンクへの登録も考えておられるということですね。

○7番 制度があるということで話しております。

○藤井会長 分かりました。御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第24号の1番、承認いたします。

続きまして、議案第25号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書は3ページ、資料は19ページからになります。

議案第25号は、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は9件です。

転用目的の内訳は、建て売り住宅が1件、敷地拡張が1件、育苗箱置場が1件、資材置場が1件、従業員の駐車場が1件、太陽光発電設備が4件です。

受付番号1は、建て売り住宅です。資料は19ページになります。農地区分は、集団農地面積5.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。現在、開発許

可申請中です。

受付番号２は、敷地拡張です。資料は２５ページです。農地区分は、集団農地面積１３．７haの農地で、施行令第１２条第１号に該当する農地で、第１種農地と判断します。

受付番号３は、育苗箱置場です。資料は３１ページです。農地区分は、集団農地面積３８．６haの農地で、施行令第１２条第１号に該当する農地で、第１種農地と判断します。

受付番号４は、資材置場です。資料は３７ページです。農地区分は、集団農地面積９．１haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

受付番号５は、従業員の駐車場です。資料は４３ページです。農地区分は、集団農地面積０．８３haの農地で、施行令第１２条第２号に該当する農地で、第１種農地と判断します。

受付番号６は、太陽光発電設備です。資料は４９ページです。農地区分は、集団農地面積１．６haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

受付番号７も太陽光発電設備です。資料は５５ページです。農地区分は、集団農地面積１．２haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

受付番号８も太陽光発電設備です。資料は６１ページです。農地区分は、集団農地面積０．１８haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

受付番号９も太陽光発電設備です。資料は６７ページです。農地区分は、集団農地面積０．２６haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第２種農地と判断します。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、１番、地元委員さん、説明をお願いします。

○７番 ７番、小山です。

議案第２５号の１につきましては、先ほど４条で転用の申請がありましたけども、その農地の一部でございます。全体で約６００㎡ございましたのを、ちょうど半分に分断されて、一部を建て売り住宅として———に売られるという事案でございます。業者は、ここに木造２階建ての建物を建築して販売するということでございます。

農地法の一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても、許可基準には該当するものと判断しました。

皆さんの御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番、末廣です。

議案25号の2。25号の2は、空き家とその隣の畑、これの所有権の移転の案件で、議案書の25ページですね。25ページになります。

場所は、台道の長沢に—————という—————があるんですが、その西側で、現地確認を17日に、事務局2名と原田小委員長と私の4名で行いました。譲受人には当日電話で、また、譲渡人には—————ですんで、毎日いろんな話をしとる中で、話を聞きました。

この土地は、27ページを見てもらったほうがよう分かると思うんですが、—————と—————というのがあるんですが、これ本来1枚の畑だったんですね。この1枚の畑を、今回の譲渡人の—————が—————のほうに家を建てて、—————のほうは畑にしとったんですね。この—————が—————なんです。そういうことで、——が——をとしたということです。ところが、今回、この土地を買いたい、家を買いたいという方が来られてたところ、今、畑になつとる部分を、—————が駐車場として埋めたんですね。埋めたもんですから、どうしようもなく、——が今度この案件の売買の関係のときに、仕方なしに、仕方なしというんか、事務局のほうへ始末書を提出したというのが実態でございます。

譲受人は、この畑を、ちょっと29ページを見てもろうたら分かると思うんですが、下が宅地——家ですね。上がもともと畑だったところ。車3台が置ける駐車場にしたいと。というのは、左にある市道があるんですが、ちょうど普通車1台が通るぐらいで、もう家がもう道に面しておりまして置場がないと。それで、仕方なしにここをもう駐車場にしてくれということでした。面積は結構あるようなんですが、後ろがのり面で、その向こう側のほうにも、両方ともりのり面でして、実際にはそんなに広くはないですね。前へ車が置けるので、駐車場ということで利用したいということで、これはしょうがないなと思いました。

皆様方の審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、林です。

議案第25号の3は、譲渡人が譲受人に所有権を移転する申請です。

この議案は、――、皆さん御存じだろうと思いますけど、――の議案に、――が所有権の移転をした議案の――の所有権移転です。現地を5月17日に事務局と小委員長で現地確認を行い、これよりさき13日に申請人に聞き取り調査を行いましたので、報告をします。

資料は31ページから36ページです。

現地は、山口短期大学の――の――にあります。譲渡人から聞いたところ、改めて申すこともありませんが、このハウスは――に――としてスタートしましたけれど、――頃、――ため、――以降、3連式のハウスが1棟残っていたところ、このたび譲受人の申出があり、所有権移転をすることにしたそうです。

次に、譲受人は、――で、――に当たるそうです。それで、譲受人は現在、――の約30町歩ほど耕作されておられます。また、今年2月頃、自分の近くに高齢者がおられたんですけど、この方が10町歩ほど耕作されていたんですけど、――でもあり、――、新たに譲受人が――を引き受けられています。34ページにも、事業計画書にありますように、将来は50町歩、受託をして、50町歩の水稻とタマネギを3町歩ほど作付けされるようです。水稻については、2年前からプール育苗、皆さん御存じだと思いますけれど、学校のプールの浅い部分と思って、延長が長い分ですけれど、その中に浮かして苗を育てるという方式なんですけど、これを取り入れられていますけど、早期育苗と、おくての育苗をするため、数千枚、ここには6,000箱と書いてありますが、それぐらい要るのかな。それ以上は要るんじゃないかなと思ってますけど、それを管理するに当たって、やっぱり早期の育苗をするときには基本的に対応できないということで、対応した施設が必要となるため、広い施設を探していたそうです。たまたま――に譲渡人のハウスが残っていたことを知って、話を進めたということです。

以上のことから、農地法第3条の2項の各号の権利移動の権限に関する事項については、基本要件2項と解除要件付き貸し借りの要件の3項の各号の許可要件を満たしていると判断します。皆様の御審議をよろしくお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○12番 じゃあ、12番、石田です。

これ、全部で4つあったんですかね。そのうちの3つを――のほうで買われて、残り1個で、もうこれで全部片がついたということになるわけですかね。

○15番 そうです。

○12番 ありがとうございます。――のときには、取得されたり、大分、市の予算がついてたんですけど、今回の件のほうがもっと大事な、地域全体にとっての受皿になる農業者ですので、ついでに

のかなと、聞いてないけどなと思って、その辺は何かお聞きになられてますかね。

○15番 調査はちょっとしておりません。申し訳ありません。

○12番 了解です。分かりました。また聞いてみます。会長、何か御存じないですか。

○藤井会長 いえいえ、特についてないんで、これからさっきの説明がありましたように、————の一部でありますんで、県も市も何らかのことは考えて、いろんなケース、いろんな場面でいろんなことを考えてあげておりますので、また今回も何か要望があれば検討していきたいと思いますし、依頼があれば市のほうにもまたお願いしていきたいというふうに思います。現時点では特に聞いておりません。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 一つ、では補足で説明させてもらいますと、前回、—の件で————に譲った3棟は、これは農地として譲っていますので、そのまま農地の売買で成立したんですけども、今回の場合には転用ということになります。ハウスの中で水稻の育苗をするわけですから、農地は農地なんですけれども、これ水稻の育苗が目的ですので、周年でハウスを施設の中のものを、農作物を栽培するということになりませんので、こういったケースの場合には農地として扱えないということで、転用という形に今回なっておりますので、その辺のところは御了承いただきたいというふうに思います。

これが周年で何かをつくる場合には、農地としてほかの育苗、野菜などの育苗ならば農地のままでいける可能性があるんですけども、一時期しか使用しないということなので、農地として扱うことができませんので、今回こういう転用になったということを申し上げておきます。

ほかに御意見ございませんか。

○12番 下に全部コンクリを張るんですかね、プール育苗なんで。だからそのままで.....。

○藤井会長 コンクリートは、真っ平らにするのは.....どうぞ。

○15番 私の地区の—の法人も、今年度プールをやろうという話しだったんですけど、ちょっと予算がほかのもので使っちゃったんで、プール育苗はできないんで、それは—についてはアスファルトを貼って、このぐらいほどふちをかさ上げして、囲いみたいなをつくりですけど、この分については、現地を見ましたけれど、一応土の状態で、私らもビデオ見ましたけど、今までやっていらっしゃる—のほうのプール育苗みたいなんですけど、更地で、フラットにして、それから木の枠を建てて、15cmぐらいの、そんな高いものじゃないよね、苗箱のちょっと高いぐらいの枠を板状のものを並べて囲いをつくと。その上に普通のハウスのビニールでもいいです、ブルーシートでも、ブルーシートはちょっと漏れると思うんですけど、ハウスのビニールシートを上から敷くだけです。それが水漏れを防ぐと。

水の取入れ口と、今度水を抜くというところだけつくって、どっちかって言うたら簡単にはなりますよね。それでやると、初めはやっぱり自分らの――のほうも、今考えているんですけど、現在、室敷きっていうんですか、積み重ね式で根をふかして、この前もちょっと2,000枚ほどまいたんですけど、そういうのを積み重ねで何個か島をつくって、一つのビニールで蒸して、そして芽を吹かして、今度、皆さんがやられるように路地で並べて、水をまかれるということがあるんですけど、その作業を軽減するために、プールにして、それを今度は室から出したのをプールの上に並べて水を張るんです。だから水やりが要らないということなんです。

だから今さっきもちょっと申したけど、早期の分は気温が特に低いんで、このたび、私らも早期をやったんですけど、芽が半分出なかったんで、下のほうが出なかった。ちょっと早かったねっていう反省点もあったんです。でも気温が上がってきたんで、路地に並べて水をシャワーにしてやったら、追いついてきたっていう事情があるんですけど。

特に早期のときにはやっぱり温室のほうがいいのかなと思ったり、よっぽどよく蒸して、芽を吹かせて出せば、影響がないんだけど、とにかく莫大な量なんで、それ1日水をやると大変なんで、プール育苗っていう、このぐらいの2枚か3枚ぐらいを横にして、水につけちよるという方式です。だから今のところはコンクリは張らないということになると思います。

○12番 ありがとうございます。実は、うちも田んぼに2枚ほど苗つくるの専用で使っているんです。今まで1枚をポット田植え機用のポットを、これ3,000枚ぐらい並べると、今年から普通の箱苗も、田んぼ1個丸々プール育苗で使う、1反ぐらいの正規の田んぼなんですけど。さっきおっしゃられた、これって農地じゃないっていう扱い、それだと。どうなんかなとか、見ながら。

○藤井会長 その場合は田んぼで一時使用で、あとは保全管理みたいな形になるわけですけどね。今回の場合は、やっぱり施設が建っていますからね。この施設の扱いがどうかということで。今、お話があったように、コンクリートから張るということは考えてられないので、できれば農地のまま残してもいいような気もしたんですけど、現状じゃあそういうことなんです。

○12番 ある程度、規模が広がってくれば、当然それだけの農地じゃないと、そんな雑種地っていうか、それでやりよったら固定資産税も大変ですし、どうなんかなと今ちょっとお聞きしながら思ったもので、ちょっと聞いてみました。ありがとうございました。

○藤井会長 一部に、その育苗作業をするための道具とか箱とかも置く必要もありますので。この際、転用しとったほうがはっきりしていいかなという思いはあります。

今回、譲受人も、下を貼らないということで、投資もそっちの方面にはかかっていませんし、唯一かかっておるのは、水道を確保するために井戸を掘るのと、電気系統の配線をするぐらいの投資だというふうに聞いていますので、それ以外の投資はあまりかかっていませんので、また何か発生すれば、先ほど言いましたように協力できることは協力するように声を上げていきたいと思っています。

ので、よろしくお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。

御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番を承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。本案件ですが、上右田の、場所的には右田の——があったところのすぐ下にある休耕田で、これを住宅とか塗装とかするときに組んだりする足場の——が取得し、資材置場としようとするものです。

本案件なんですけど、もともとこの農地も——の方が持っておられたんですけど、水が当てにくい田でもありまして、当てようと思ったら、かなり水路を堰止めたりしないと、ほかに影響を与えるぐらい堰止めたりしないと当たりにくいような田だったもので、簡単じゃないんで、休耕にされていました。休耕といっても、毎年保全管理はしっかりとしてくださっておったりして、ちゃんと管理されていたんですけど、このたびこういうお話があったので、売却することにしたということです。

理由として、後継者もおられなかったりだとか、将来どうしようかなというのはもともと考えられていたようです。地元委員としては、圃場整備対象外のところですし、特に問題はないかなと思います。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番承認いたします。

続きまして5番、地元委員さん説明をお願いします。

○12番 続いて、12の石田です。説明させていただきます。本案件ですが、——といいですか、大道の——が国道沿いにあるんですけど、それより、——ぐらいかな、手前の道路の南側の場所になります。5番、2名ほど、譲渡人いらっしゃるんですけど、もともと——が管理を全てされていました。今、畑にされていたり、されていない部分もちゃんと耕してあるんですけど、ちょうど隣に事業所がございまして、譲受人のところに書いてある事業所なんですけ

ど、こちらから譲ってほしいと、目的としては駐車場にしたいということでお話があったため、今後、一で管理も難しくなるなと思っていたため、譲り渡すことにされたそうです。

ここ1種農地なんですけど、隣地の拡張ということで、今の敷地面積、隣の事業所ですね、これが大体4,055m²なんですけど、この半分以下であれば拡張ができるという要件に当てはまっております、合わせて1,440m²ぐらいの転用になりますけど、今の敷地面積の半分以下でありますので、特に問題はないかなと思っております。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん説明をお願いします。

○1番 一緒に。

○藤井会長 9番まで。

○1番 はい。

○藤井会長 分かりました。6番から9番まで同じ地区で、譲受人が同一ということで一括上程させていただきます。

地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田でございます。ちょっとややこしいので、よく聞いておいてください。議案第25号の6、7、8、9は、いずれも譲受人が——で、譲渡人はそれぞれ4か所で、太陽光発電設備の申請でございます。現地確認を5月16日午前9時から、事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で、4か所を行いました。関係者の皆さんには、17日午前11時から12時の間に電話でお話を聞きましたので、その結果を報告いたします。

まず6番の場所ですけれども、49、50ページを御覧ください。今年に入って何度も出ているところですが、江泊山の——で、近くに——が走っています。譲渡人の、——の土地の持ち主の方は——となられ、昨年までは何とか一部耕作していらっしゃったんですけど、——に聞いたんですけど、——で、もみ殻も——と2人で抱えてまくような状態だそうで、そんなときに譲受人から話がありまして、——にも相談されて、処分することにされたそうです。この方は、また8番にも関係されています。

もう1人の譲渡人のほうは、今まで一生懸命保全管理をされてきましたが、手に負えなくなっ

て、一緒に売られることにされたそうです。あと、この方は7番にも関係されています。

25号の7ですけど、資料の55、56ページを御覧ください。先ほどの場所と道を挟んで反対の位置になります。先ほど言いましたように、譲渡人の方は——となられまして、保全管理に手が回らなくなり、譲受人の話に乗られたとのこと。この方は、申請地の——には——————————いらっしゃいます。

8番目ですが、この8番目は61ページを御覧ください。資料の61ページです。場所は——————————になります。譲渡人の、この方の申請地は——ございまして、1,543m²をお持ちのこの方は、先ほど6番で説明しましたように、この田は昨年までは何とか無理して稲を植えておられました。——————————は、入る道もないので、ずっと以前から頼まれておられまして、一緒に耕作されていたそうです。譲受人の方から声がかかり、本当に助かったという感じでおっしゃっていたんですけど、売られることを決心されたそうです。

次に9番目ですけど、これは67、68ページを御覧ください。既に周辺のほとんどがソーラーになっています。御本人は——に住んでおられまして、コロナ禍、墓参りにも帰れなくなったそうで、長年放置していて、本当に気になっていて申し訳なかったということです。この度、譲受人の方より話がありまして、今後管理もできそうにもないので、お願いすることにしたとのこと。

行政書士さんは4件とも御一緒です。これまでもこの行政書士さんが携わって、この地域はいらっしゃいます。フェンス、標識、川の清掃、草刈りなど、これまでどおりの対応をお願いしました。周辺の家と農地の関係者には、説明されたとのこと。また、不都合のことが起きれば、すぐに行政書士さんのほうで施工主さんとかに対処するとのこと。

以上、49ページ、55ページ、61ページ、67ページにありますように、第2種農地と判断されます。

報告は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○**藤井会長** 説明が終わりました。審議に入ります。

審議に入ります前に、これ各事業計画書を見ていただければお分かりのように、これ非FIT案件、FITの制度に乗っかっていないということです。経産省の様々な縛りを受けていない案件だということを御理解の上、審議いただければというふうに思います。

それでは質問を受け付けます。何かありましたら、お願いします。御意見ございませんか。はい、どうぞ。

○**12番** すいません。事務局に教えてほしいですけど、このような太陽光、今までもたくさんありましたし、今後もあるのかなと。この後、ガイドラインというようなものの話も今日あるでしょうけど、それによってまた変わってくるかもしれないですけど。もうちょっとしたら確か、廃棄、撤去費用の積立ってというのが6月頃から始まる、今年の6月頃から始まるじゃなかったと思うんで

すけど、その辺のことについて、これ、経産省の申請段階が6月以降に申請されたものが該当なのか、対象になるのか、このような案件はどうなるのかとか、非F I Tの場合はですね、その辺とかの御存じであれば教えてほしいなと思ひまして。

○藤井会長 事務局。

○事務局 特に、すみません、情報はまだ把握しておりません。

○12番 また教えてください。

○事務局 入りましたら、お知らせいたします。

○藤井会長 事務局のサイドで、分かる範囲でちょっと調べてみてください。お願いします。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

6番、7番、8番、9番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6、7、8、9番、承認いたします。

続きまして、議案第26号、27号、一括上程させていただきます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。議案第26号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。議案書の6ページから内容を記載しておりますので御覧ください。

議案第26号につきまして、令和4年5月26日広告予定の利用権設定予定の申請が91件提出されております。農地の集積面積は26万5,323㎡でございます。内容といたしまして、使用貸借権の設定が76件、賃貸借権の設定が15件、新規15件、更新64件、再設定12件となっております。計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第27号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について、御説明させていただきます。議案書の21ページから記載しておりますので、御覧ください。

議案第27号につきましては、県で広告予定の利用権設定が24件になります。内容といたしまして、議案第27号の番号1から14につきましては、前号の議案第26号の番号78から91について、公社から貸付けを行うものです。また、議案第27号の番号15から24につきましては、公社から貸し付ける相手に変更が生じたものです。

御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。

地元委員さんで、特に御意見のある方は申し添えていただきながら、委員の皆さんから御意見、御質問があればお受けしたいと思いますので、よろしくお願いします。ちょっと皆さん目を通しながら見てください。

それでは、私のほうから、地元委員さん、議案第27号の15番以降の件につきまして、皆さんに詳しく説明してあげていただきたいと思いますけれども。

○14番 15番から24、これは——までは、——というところが管理をしておりました。今度防府に、——が——のほうに来ます。——がほしいということで、——のほうでなかなか見つからんということで、——のほうに建ちまして、——が管理している——の——ですね、ちょうど——があるんですが、そのすぐ——と言いまして、山口から——そのすぐ西側に約5町、5haほど貸出しをすることになりまして、この——から一応貸出しをしております。

まだ建屋というか、農機具の保管場所とかいうのは整備しておりますが、建てるように、まだ建ってはおりません。ちょうどそれが——のすぐ西側の辺、ハウスがようけあるんですが、その隣ですね、——のハウスがようけあるんですが、そのすぐ北側に今建てようとしておるところです。実際には、まだこちらのほうへ来ていらっしゃらないんですが、先日、ため池から流れる水路の掃除をやったんですが、そのときに——のほうと——が来て、一緒に川ざらいをやったというのが実態でございます。

実際には、もういろんなものを何か設備はされておるようですが、私は詳しいことはよう分かんのですが、田んぼの中にいろんなものを今から作っていかれるようでございます。そんな大きな1町1反ぐらいあるんですが、その中をやっぱり区切って、いろんな——でつくられるようです。

以上です。

○藤井会長 ありがとうございます。今の説明を踏まえて、ほかに御意見があれば、またお伺いしたいと思いますので。どうぞ。

○12番 12番の石田ですけど、今の件で、——に見つからないっていう説明、地元にされたかもしれませんが、——は待ち望んでいたんですよね、使ってもらえるのを。それが圃場整備していないからということで、こんなに使いにくいところは使えんと思われたんでしょうけど、——で5ha求められて、——のほうが強かったかとか、——みたいで、——と思うんですけど。

あと、5haも借りるのに——しか川ざらいに来んとか、ちょっとどうなっているかなと思って、今お聞きしていたんですけど、ぜひ地元としても、もうちょっと川ざらい、ちゃんと出てこいとか、5haを使わせてあげるんであれば、職人勢ぞろいで来いとか、大いに言っていただきたいなと、

今お聞きしながら思ったので、ぜひ地元からしっかり言ってあげていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

- 14番 分かりました。いろんなことを要望はしております。要望はしておりますが、何しろここにまだいらっしゃらないんで、実際に話すという機会はまだないんです。何かあったとき要望をするだけであって、なかなか、時々来られるようですから、田んぼのほうへ、そのときには私も、この周りの田んぼのほうを管理していますんで、そのときにいろいろ話はしようとは思いますがね。

- 12番 そこでしっかりと言うてあげてください。

あと、ちょっとこれ別件なんですけど、これ担い手がたくさん、いつも載っているんですけど、こういう案件ですね。今日ちょっと農林水産振興課と、朝ちょっと意見交換して、農業委員会としても将来の地域のビジョンというか、誰がどの担い手が受けていくのかとかという、その絵を描いていかなければいけない、今年度ですね。という中で、やっぱり、認定農業者の数がやっぱり圧倒的に少ない、100人ぐらいしか今いらっしゃらなくて、結構やる気あって、頑張ろうかなとしている人でも、わざわざ申請に来てまで難しい書類書いてまでちょっとやりたくない、そんな面倒くさいことはええわと言われる方も結構いらっしゃって、できればその担当課に、農業者のところを出向いて、ちょっと申請してくださいよとか、こういう書き方をされたらどうですかとか、こういう計画でどうですかと一緒にやって、現場に出向いて投げかけるようなことをしていただかないと、認定農業者が今、減る一方なので、それちょっと課長のほうにお願いしまして、ちょっと前向きに考えてくれそうな感じなので、ぜひそのときには、現地に出向くときには各地域の農業委員さんとか、推進委員さんも一緒に、もしよかったら協力していただいて、一緒に来ていただいて、クッション材、クッションの役割になっていただきたいなと思いましたので、またそのときにはよろしくお願いします。

- 藤井会長 事務局、その件で何かない。いいですか。

その件については、事務局と今、話し合いを進めておりまして、確かに更新する方がどんどん減ってきている。たかだか今90人ぐらいしかいらっしゃらないのが、高齢の理由もありますけれども、更新をされないということで、認定農業者の数がどんどん減ってきておるような現状にありますので、農林水産振興課とも協力して、更新の負担が少なくなるということも当然考えなくちゃいけませんし、皆さん方にもぜひ、認定農業者、皆さんの担当の地区での認定農業者の方をしっかりと把握しておいていただく中で、更新の時期も皆さん方にお教えしておこうと思いますので、更新が近づいたときに、何かの機会には更新するようにぜひ言っていただきたいですし、そういうときに、恐らく認定農業者の方が言われるのは、認定農業者になって何のメリットがあるのかと言われるのが一番だと思うんで、皆さん方がどこまで認定農業者のメリットを御存じか、現状では分かり

ませんので、改めて認定農業者のメリットを、事務局サイドに一枚の冊子と言いますか、紙にして、皆さん方にお渡ししようと思っておりますので、ぜひそういう答えが返ったときに回答できるように、準備していただこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかに何か御意見はないですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第26号、27号、承認いただける方は挙手をお願いします。よろしいですか。

石川さんは。反対。もう一度言います。

議案第26号、27号、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第26号、27号、承認いたします。

続きまして、議案第28号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。議案書は25ページ、資料は73ページからとなります。

議案第28号は、非農地判断で5件提出がありました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番の吉本です。今回の非農地判定は、野島に12月22日に行きました。御存じのように、前回も一遍お話ししたんですけど、かなり島民の方が減って、——になっておられて、ほとんど山材化した状態です。内容的には、かいつまんでちょっとお話をしますんで、全部を事細かく、地図のほうもカメラを撮ったりとか、全部写っていないというのが実態で、私たちが現地で見たのをそのままお伝えして、皆さんとで判断していきたいということでいきたいと思っております。

それでは、現場は、先ほど言いましたように、12月22日に、事務局の——、——と、——、——というのは、———なんですが、それから木原小委員長、それと私、この箇所の確認をいたしましたので、資料を説明いたします。

まず、資料の73ページを御覧ください。今回、説明するのは、73ページの野島の本島がありまして、上が北ですね、ちょうど———ですね、上から、これ野島にもよく分からんけど地名がありまして、——、——、——、——、——というのがあります。そこを、ずっと山を歩きまして、やぶの中を、入れるところまで入って、見て歩いたというのが現状です。

74ページを見てください。先ほど言いました、——と、——、——というのは、御覧の位置にあります。従って、——というのが、7枚ぐらいだったんですね。実は、これ全部は、概要は、先ほど言いました地区全体で66件。66件というのは、複数持っていらっしゃる方がおりますので

、60件ぐらいのところですかね。86枚の畑ですね、ほとんど畑です。小さい畑が多いです。全体が5万2,667m²を、ずっと歩きました。

従って、74ページの全体図を見て、以降75ページから、歩いて見て歩いた山の状態が、ずっと列記してあるということです。従って、このような状態で、ほとんど山林化しているというのが実態でございました。ずっと写真をめくってください。同じような状況で、山の中は、もう既に山林化しております。手を入れたようなところは、一部ありますけどね、そこは、農地として扱っておりませんが、そういうのがあります。

そして、82ページ。82ページは、先ほど言いましたように、もう一つの島、島といいますか東側なので、——というところと、真ん中の82ページの耕作、何か、休耕中か、そういうところは、今回は非農地判定してないんですが、その下の赤いやつの——というところを、ずっと、何とか道はありまして、歩いて行ったということです。

82ページから、この場所が83ページ以降の写真です。山も、同じような状況になっておりまして、ほとんどもう手を加えていないというのが実態です。従って、非農地というのを判定をした。一部、——もあるんですが、判定したというのが実態です。

一つ一つの説明はしなかったんですけど、あと一部、また、6月に、野島の南のほうがある、——があるようなところですね、南というのは。——というところがあるんですが、そちらの説明いたしますが、資料かなり多いんですが、一応、そういう説明で、皆様方にしたいというふうに思います。

何か御意見ございましたら、よろしくお願いします。

以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので採決に入ります。

議案第28号承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第28号承認いたします。

続きまして、議案第29号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。資料の番号に修正がございます。お手元の修正一覧表の下のほうに、記載がございます。誤りのほうは、議案第30号の1、正しくは、議案第29号の1でございます。

それでは、御説明いたします。議案書は33ページ、資料は87ページからとなります。議案第29号は、空き家に付随する農地の下限面積の設定についてで、1件の提出がありました。御審議

のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。議案第29号は、空き家に付随する農地の下限面積設定の申請です。現地確認を、事務局2名及び末廣委員と5月17日に行いました。また、申請者及び申請者の代理人である行政書士事務所の担当者への聞き取りを、5月17日に行いましたので、併せて報告をいたします。

申請地は、資料87ページから89ページにあるとおり、国道2号線の——から、さらに——に——ぐらい行ったところの北側、ここに申請の農地があります。それからまた申請地の南側、87ページの申請地がありますが、ここ国道2号線ですが、これの—の下のほうに家が数軒ありますが、この一番端っこの家ですね、これが申請者の空き家ということになっております。

申請人は、現在、——に在住ということですが、生まれも——ではなくて、こちらの防府の—の実家のほうには一度も住んだことはないということで、この家は、—が——に建てられたということです。申請人の—が——まではこの空き家に住んでいたのですが、——、その後も空き家となっていますという状況です。

農地については、畑の一部、ここでいうと、87ページの上の2か所、89ページのほうがいいかな、上のほうの2か所、畑がぼちぼちとありますが、こちらは一部、——がおられるときは耕作されていたようですが、現況は、黒マルチが張られて、その上に雑草が生い茂って、ほとんど荒廃農地というような状況になっておりました。

南側のほうの、87ページの図でいうと、国道のすぐそばの農地なんです、ここは国道からかなり低い位置、いわゆる窪地ということで、ここの圃場には、まだガマは生えていなかったんですが、どっちかという沼地に近いような状況の農地ということで、ここももう雑草が生い茂っているというような状況でした。

申請人によれば、——ものの、遠隔地のために耕作もできないということ、それから——もないというような状況です。それから申請地の農地の周辺も、一部耕作はされていますけれども、耕作されていない農地も点在しておりまして、ほかの担い手にあっせんをしても、なかなか引き受ける人がいないというような農地でございます。

空き家や農地の処分について困っている状況で、——からの紹介で、空き家に付随する農地の下限面積設定の制度を知り、申請をすることになったということでした。

それでは、許可基準に関する事項について説明をいたします。

まず、空き家バンクに登録された空き家であるということですが、登録されておりまして、既に全国版の空き家バンクのほうの登録からはもう外れていると—削除されておりましてけれども、不

動産さんのホームページによると、既に成約済みという物件で一応載っておりました。周辺農地つきで———という金額で載っていました。現時点では、もう成約済みというふうになっておりました。

次に、申請地は申請者が保有する遊休農地であるということですのでけれども、これも現地確認で遊休農地であるということを確認いたしました。

次に、空き家と農地をセットで購入し、移住するというのが条件ですけれども、代理人に確認したところ、既に購入者が決まっているということでした。詳細はちょっと確認していないんですが、———というふうに聞いております。

以上のことから、申請地は遊休農地であり、今回の設定により、周辺農地への農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものというふうに考えております。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○**藤井会長** それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**藤井会長** 御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第29号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○**藤井会長** ありがとうございます。全員賛成ということで議案第29号、承認いたします。

続きまして、議案第30号、事務局、説明をお願いします。

○**事務局** 議案書は別冊でお送りしておりますので、そちらを御覧ください。

また、訂正がございます。机の上に配付をさせていただいておりますが、修正箇所は太枠で囲んだところ、5か所になります。

それでは、御説明いたします。議案第30号は農業委員会事務の実施状況等の公表についてです。

農業委員会等に関する法律第37条の規定により、農業委員会事務につきましては、その運営の透明性を確保するため、農地等の最適化の推進状況、その他農業委員会の事務の実施状況を公表することとなっております。

公表する内容につきましては、議案書のとおり、別紙様式2において、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を、別紙様式1において、令和4年度最適化活動の目標の設定等を記載しております。

まず、別紙様式2、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてです。

1番から8番の項目ごとの実績をお示ししております。

1枚めくっていただきまして、2ページ目の担い手の農地の利用集積・集約化につきましては

、28haの減少となっております。―――の集積は増加要因にありましたけれども、それ以上に担い手の減少、担い手の耕作規模の縮小が多く、減少の主な原因と考えられております。

次に、3番の新たに農業経営を営もうとする者の参入促進については、5つの経営体が新規に参入し、参入面積は33.1haでした。

4ページの遊休農地に関する措置に関する評価については、101haの遊休農地の増加というふうになっております。利用状況調査の結果、赤から黄色への判定変更や新規発見の増加が新たに対象とされた面積を大きく上回ったことが、主な原因と考えられます。

続きまして、5ページ、違反転用への適正な対応についてですが、前年度から2.6haの増加ということになっております。

続きまして、別紙様式1、令和4年度最適化活動の目標設定、1枚めくっていただきまして、2番、最適化活動の目標、(1)農地の集積、②の目標を御覧ください。

令和5年度末までの集積、中期目標は70%と設定されております。昨年度までの集積率は37.9%で、今年度の集積目標を最終目標の中間値の53%と設定しております。これによりまして、新規の集積面積は令和4年度で303haということで計上しております。

(2)遊休農地の解消目標につきましては、既存の緑の区分は、令和元年度48haと確認されておまして、これを5年間で解消することとされておりますことから、令和4年度は9haの解消目標となりました。

新規の緑区分は、令和3年度で19ha発生しております。新規発生分は全てを令和4年度中に解消することとされておりますので、対象面積は19haを計上しております。

続きまして、(3)新規参入についてです。これにつきましては、過去3年間の権利移動の面積の平均の1割以上を設定することとされておりますので、11haを計上しております。

続きまして、最適化の活動目標の日数です。1月当たり、1人当たり15日としております。活動強化月間につきましては、農地利用意向調査の回収、非農地判断の実施、農業者年金の加入促進について予定しておまして、年3回の実施を計上しております。

(3)新規相談会への参加目標につきましては、年1回以上を目標としております。

内容につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。

審議に入ります。御意見のある方はお願いします。異議ございませんか。

今、説明がありましたように、これはかなり皆さんに負担をかけるような内容になっていますけれども、特に御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようです。ありがとうございます。(笑声)ぜひ御理解いただいて、今後とも御協

力をお願いしたいと思います。

あと目標設定、各小委員会、各個人にお願いすることになろうかと思いますが、各小委員会、各個人でいろいろ現状の地区ごとの状況が違いますので、その辺は中で詰めていただくということになろうかと思いますが、そのときにはぜひ御協力よろしくお願いいたします。

それでは、御意見がないようですので、採決に入ります。議案第30号、承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで議案第30号、承認いたします。

議案審議は以上です。

報告事項が32号から39号までございます。

目を通していただいて、御意見があればお伺いしたいと思います。

私のほうから報告第34号。――の。この方が――ということなんだろうと思います。で先ほどの説明ですと――がほとんどを受けるとのことなんですけれども、全部、――じゃない部分もどなたか地元の認定農業者か何かに移行が確定しておるのでしょうか。その辺、教えていただきたいと思います。

○15番 私の議案の時に、――という方がこの34号の方です。

今10町くらいだったと思うんですけど、――は先ほど言いましたように――が受けますということで、あと残りの――、要は――に当たるんですけど、このあたりとそれがですね、今の認定農業者かな、新規就農者かを、その方ともう一人同じ地区に認定農業者の12、13町作られる方がいらっしゃるんです。その方が一部受けていただいて、あとはみな解約をしたと。ほとんど解決はしているんですが一部公往のほうに移行をして誰か作ってもらえんのでしょうかということで一部だけ残っています。

ほとんど処理はできたということです。

○藤井会長 わかりました、一部残っているということで、これが一番難しい問題だろうと思いますので、ぜひ農業委員として力を貸してあげていただければと思います。よろしくお願いします。

ほかに、何か御意見ございませんか。よろしいですか。特に御意見がないようですので議事を終えたいと思います。

午後3時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 5月19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員